主 文】被告人Aを懲役10年に、被告人Bを懲役6年にそれぞれ処する。 被告人両名に対し,未決勾留日数中140日をそれぞれその刑に算入す る。

【理 由】

(犯行に至る経緯等)

被告人両名の身上経歴及び共犯者Cとの関係

被告人Aは、中学卒業後父親の営む板金業を2年ほど手伝うなどしたが、その後は職を転々とし、昭和60年ころから建設業を営むようになり、この間、昭和36年ころ一度結婚したが妻と死別し、昭和47年8月ころDと再婚し、長男の被告 人Bほか3子をもうけたが,被告人Aは酒に酔うと妻や被告人Bに対して暴力を振 るうことがしばしばあったため、平成12年ころ、妻と離婚し、被告人Bら子供た ちは妻が引き取り、以後、一人暮らしをしていた。そして、被告人人は、本件当 時、営んでいた建設業の仕事が少なく、収入が乏しかったため、家賃の支払にも窮するなど生活が困窮していた。一方、被告人Bは、被告人Aの長男として出生し、中学卒業後、(あ)市内にある(い)専門学校に進学したが、平成4年ころ、同じ専門学校に通っていたCと知り合い、本件当時は、何でも相談できる親しい友人として付き合っていた。そして、被告人Bは、専門学校を中退した後、建築会社等を 転々とし、本件当時は造園土木作業員として稼働していたが、数百万円の借金を抱 えてその返済に窮していた。

被害者V及び共犯者Pらと被告人両名との関係

Vは、平成6年ころ、キャンピングカー及びトレーラーハウスの輸入販売業を目的とする有限会社(う)を設立し、その代表取締役として同社を営んでいたもので、被告人Aの実の妹であるPと昭和44年ころ結婚し、長女のQ、次女のR及びアナルのCオオスは、株工児士士士中の日本教とは、大田子子子のRATA 三女のSをもうけ、埼玉県本庄市内の自宅敷地内に設置したトレーラーハウスでP ら家族(以下「U家」という。)と暮らしていた。長女のQは、平成6年に結婚し て長男をもうけたが、平成11年に離婚して長男を引き取り、本件当時、上記トレ ーラーハウスに隣接する自宅に次女のRと一緒に生活していた。また、三 は、平成10年にTと結婚し、同人との間にもうけた長女とTの3人で上記自宅敷 地内に設置したトレーラーハウスで生活していた。 3 PらがVの殺害を計画するに至った経緯

Vには,以前から日常の言動に異常なところがあり, (え)市内の(お)病院 精神科で受診して不安神経症、人格障害と診断され、治療を受けていたが、日ごろ から、妻のPやQら子供たちの行動を厳しく監視し、些細なことで怒鳴りつけるな どし、とりわけ、妻のPと長女のQに対しては、しばしば物を投げつけたり、足蹴にするなどの暴力を振るうことがあり、こうしたVの行為がQが離婚する原因にもなり、同女は、再婚することもままならずに、Vに対する不満を抱くようになり、 次女のRも、Vに怒鳴りつけられることがしばしばあり、姉のQが離婚したいきさつなどを見ていたことから、結婚もちゅうちょせざるを得ないなど、Qと同様にVに対して不満の念を募らせていた。また、Vは、三女のSの夫であるTに対しても、深夜呼びつけて怒鳴りつけるなどしたばかりか、それまであり、 引に辞めさせて同人を(う)で働かせた上、仕事の失敗を殊更あげつらって怒鳴りつけるなどしていたことから、TもVに対して憎悪の念を抱くようになっていた。 うして、Vの家族は、妻のPをはじめ、娘やその連れ合いも含めて全員が、Vの 顔色をうかがい、Vに対する不満や憎悪の念を抱いて、同人をおそれながら生活し ていた。

そして、平成13年から平成14年にかけて、Vの異常な行動はいよいよ高じ てきて、Pら家族にとどまらず、近隣の住民に対しても攻撃的な態度をとるように なり、Pら家族は、近隣の住民から嫌がられて肩身の狭い思いをするようになって 精神的にも参ってしまい、Vに対するこれまでの不満や憎悪、怒りから、同年秋ころには、家族で話し合ううちに、この苦しみから解放されるためには、Vを殺害するほかないと互いに考えるようになっていた。

Pらは、Vの担当医師に対して、Vのこうした行状について相談していたが、同年末ころ、医師から、患者が医師の診察を受けてから24時間か48時間以内に死亡し、直前に診察を受けた病気が死因であることが明らかな場合には、警察に連絡せばに死亡診断書を作成することができるこの話を明まりない。

絡せずに死亡診断書を作成することができる旨の話を聞き、Pらは、Vを殺害して も、48時間以内に診断を受ければ、医師が病死扱いにしてくれるから、警察ざた にはならないと考え、次第にそう思いこむようになり、このころからVの殺害を具 体的に考えるようになった。

そこで、Qらは、平成14年末ころから平成15年春ころにかけて、Vを殺害するために、睡眠薬やトリカブト、インシュリンなどを入手し、コーヒーに睡眠薬を混入させてVに飲ませようとしたり、就寝中のVにインシュリンを注射しようとしたり、ミキサーで粉砕したトリカブトの根をカレーに混ぜてVに食べさせようとしたりして、Vを殺害しようと試みていたが、Vに味の異常に気付かれるなどしため、いずれも失敗に終わっていた。

そこで、被告人Aは、同年6月中旬ころから同月下旬ころにかけて、2回にわたり、結晶状の粉末になった薬を入手して、これを飲物などに混ぜれば殺害できると言ってQらに手渡し、 $P \ge Q$ らは、この薬をコーヒーやカレーに混ぜてVに飲ませたり、食べさせようとしたが、いずれもVが味の異常に気付いて口に入れなかったため、殺害の試みは2回とも失敗に終わってしまった。

このころ、被告人Aは、Pの家を訪れた際に、敷地内に多数のトレーラーハウスが設置され、高級外車が多数駐車されているのを見て、Pらは経済的に裕福であり、Pらに協力すれば相当多額の報酬が得られるものと考え、Pらに対して、Vを殺害するための薬の代金や活動費などの名目で、実費を超える多額の現金を要求しては、その支払を受けるようになった。

PとQらは、Vに薬を飲ませて殺害することに何度も失敗していたことから、別の方法でVを殺害しようと考え、同年6月下旬ころ、被告人Aに対して、Vを殺害してくれる人を探してくれるように依頼するとともに、外傷を負わせることなく Vを殺害するために、テレビドラマをヒントに、嗅がせるだけで意識を失わせることのできる薬を使用して鼻や口をふさいで窒息死させようと考え、被告人Aに対して、薬の入手方を依頼した。一方、Qは、その際Vを確実に殺害するために、インシュリンを注射することを思い付き、同年7月中旬ころ、知人からインシュリンを入手していた。

そのころ、被告人Aは、数年ぶりに長男の被告人Bと会うようになり、同被告人が被告人Aの自宅を訪れるたびに数万円程度の小遣いを渡すなどしていたところ、そのうちに、被告人Bに対して、U家の事情やVの行状を話して、Vの殺害に何度も失敗していることを打ち明け、Qたちから依頼されて殺し屋を探すなどしていたがうまくいかなかったことから、同年7月ころ、被告人Bに対し、「外人とかだけで眠らせる薬があったら探してほしい。薬代や手間賃は払うから」「外人とか探してるんだけども、なかなか見つからないんだよ。70から80万円くらいで収みたいんだけどな。駄目だったら、お前てつだってくんないか」などと言って、Vを殺害するために使う薬や殺し屋を探すことや、殺し屋が見つからなければ被告人B自身が殺害に加わり、他にもVの殺害を手伝ってくれる人を探してくれるように

依頼した。その後、Qも、被告人Bに電話して、U家の窮状やこれまで何度もVの殺害に失敗していることや、医者の協力が得られるのでVを殺害しても警察ざたにはならないことなどを説明して、「お願いですから助けてください。このままじゃ自由になれないんです。もし、人がみつからなかったら手伝ってください。お礼はしますから」などと言って懇願し、Vの殺害に協力してくれるように依頼した。被告人Bは、Qから聞いたU家の状態が幼少時に被告人Aから暴行を受けた自らの境遇と重なって、Qらに対する同情の気持ちが生ずるとともに、折から借金の返済等のために生活費に窮しており、自由に使える金が欲しかったことから、Vの殺害に加わることを決意し、Qの依頼を承諾した。

加わることを決意し、Qの依頼を承諾した。 そして、このころ、被告人Bは、親友のCに対して、U家の窮状を話して、相談するなどしていたが、自らはVの殺害に加わることを決意していたことから、Cに対して、嗅がせるだけで意識を失わせることのできる薬の相談をしたところ、Cからその薬はホルマリンではないかと教えられ、早速、被告人Bは、同年7月26日ころ、薬局でホルマリンを800円で購入し、被告人Aに対して、ホルマリンを入手したことを伝え、その購入費用が70万円であるとうそを言ってこれを請求し、被告人Aは、被告人Bからの連絡をQらに伝え、その対価として150万円を要求して支払を受け、このうち70万円を被告人Bに手渡して、同被告人からホルマリンを受け取った。

そして、被告人Aらは、ホルマリンが入手できたことから、同年8月1日にVの殺害を決行することにしたが、被告人Aは、他にVの殺害を手伝ってくれったが、被告人Bに対して、「人が見付けられなかったとから、被告人Bに対して、「人が見付けられなかったるから、お前も手伝ってくれ。ほかに誰か一緒に来てくれる人がいたら連れてる人を変になって、Vの殺害に加わることや、Vの殺害に協力してくれる人を変加さるととで、などと言って、な類害の協力者としては友人のCを参加さ殺ることで明確に承諾するとともに、V殺害の協力者としては友人のCを参加を殺ることを考え、Cに電話して、「今まで、相談してきたけど、親父の妹の旦那を殺るしたと明確に承諾して、「今まで、頼めるのはお前しかいんだ。自分らが殺上、何し、といるないから大丈夫だしてくれるようだ。だから、大丈夫だ」などと言っているようだ。だは、当初は渋っていたものの、彼告といるとが多事を手伝ってくれるような頼した。Cは、当あけてくれ」などと言われたといるよう依頼した。Cは、当あけてくれ」などと言われたといるよう依頼した。Cは、当あけてくれ」などと言われたことを承諾した。

被告人Aは、同年8月1日昼ころ、入手したホルマリンや犯行の際に着る着替えを持って被告人Bと落ち合い、同人の運転する車に乗り、途中、Cに連絡を取って同乗させ、Qらと合流するために、Vの家のある埼玉県本庄市方面に向かった。

では、 では、共犯者Qと連絡を取びらい。 同日午後8時ころ。 同日午後8時ころ。 同日午後8時ころ。 同日午後8時ころ。 同日午後8時ころ。 同日午後8時ころ。 同日午後8時ころ。 同日午後8時ころ。 のたり。 のたり。 のたり。 のたり。 でいなる。 でいな。 でいるとといにした。 でいるとして、 でいるとして、 でいるとして、 でいるとして、 でいるとして、 でいるとして、 でいるとして、 でいるとして、 でいるといるにした。 でいるにした。 でいるでいるにした。 でいるに、 でいる。 でいるに、 でいる。 でいる。

その後,被告人Aらは,犯行の役割分担や段取りについて打ち合わせるため,同日午後11時ころ,別のファミリーレストランに移動し,店内で,被告人Aは,共犯者らに対し,被告人Bがホルマリンを染み込ませたタオルでVの口をふさぎ,

TとCがVの腕を、被告人AがVの頭を、QとRがVの足をそれぞれ押さえるようそれぞれの分担を指示し、また、殺害方法については、ホルマリンを使って気を失わせ、インシュリンを注射するなどしてVの抵抗を封じるという段取りを確認した後、同レストランを出て近くの公園やSの自宅等で待機し、Pからの連絡を待つことにしたが、Qらは、Sの自宅に戻った際、被告人Aに対して、報酬として現金30万円を渡した。

翌2日午前3時ころ、PはVが寝入ったことを確認したのでQに電話でその旨を伝え、Sの自宅に被告人A、同B、C、Q、R、T及びSらが集合し、最後の打合せをしたが、被告人Aは、共犯者ら一人一人に対し、「本当にいいんだな。これで最後だぞ。いいのか」と言って、Vを殺害する意思に変更がないことを確かめたところ、Qらは「よろしくお願いします」などと答え、その場の全員が、Vを殺害することを改めて確認し合った。Qは、Vの事務所兼自宅となっているトレーラーへウスの見取図を取り出すと、部屋の内部の様子を説明し、被告人Aらは部屋への見取図を取り出すと、部屋の内部の様子を説明し、被告人Aらは部屋にで着替えをするなどし、Qは、用意していたゴム手袋をS以外の共犯者らに配り、自らはインシュリン入りの注射器を用意するなどして、それぞれ犯行の準備を整えた。そして、被告人Aは、共犯者らに対し、あらかじめ打ち合わせた人の役割分担及び段取りを改めて指示して確認した上、「最後はやるしかないんだよ」と念を押して、共犯者らとともにVのトレーラーハウスに向かい、同日午午人のよう、被告人Aらは、V方のトレーラーハウスに入り、待機していたPからとの部屋の様子を説明してもらい、被告人A、同B、C、T、Q及びRは、Vの寝ている部屋に入った。

(罪となるべき事実)

被告人両名は、以上のような経緯で、P、Q、R、T及びCと共謀の上、V(当時55歳)を殺害しようと企て、平成15年8月2日午前4時ころ、(き)所在の同人方トレーラーハウスにおいて、被告人両名、Q、R、T及びCが、こもごも、就寝中のVに対し、殺意をもって、ホルマリンを染み込ませたタオルでその口をふさぎ、頭や手足等をベッドに押さえつけ、抵抗する同人に対し、その頸部にひも様の布を巻き付けて強く引っ張って絞め付け、よって、そのころ、同所において、同人を頸部圧迫による窒息により死亡させて殺害したものである。

(法令の適用) 被告人両名の判示所為はいずれも刑法60条,199条に該当するところ,所定 刑中有期懲役刑を選択し,その所定刑期の範囲内で被告人Aを懲役10年,被告人 Bを懲役6年にそれぞれ処し,同法21条を適用して,被告人両名に対し,未決勾 留日数中140日をそれぞれその刑に算入し,訴訟費用は,刑事訴訟法181条1 項ただし書を適用して,被告人両名にいずれも負担させないこととする。

(量刑の理由)

本件は、被告人両名が、共犯者5名と共謀の上、就寝中の被害者に対し、殺意をもって、ホルマリンを染み込ませたタオルでその口をふさぎ、頭や手足等をベッドに押さえつけた上、頸部にひも様の布を巻き付けて絞め付けるなどして殺害した殺人の事案である。

被告人Aは,実の妹であるPと同女の長女のQらから,被害者が,家族に対して暴力を振るうなど傍若無人な振る舞いをし,近隣の住民ともトラブルを起こすため家族は被害者を恐れ,近所に対しても肩身の狭い思いで生活している旨訴えられて動物に同情し,医師に相談してあるので警察ざたにはならなどと説明されたと説明されたられるようにをなられてこれに応ずることにし,の家家ででいる。Pらに対してあるで変ではなり、終額でも50万代金いを受けるとから、Pらいる本での関けされて、といるのであり、終額でも50万で犯行の支払いを入手に入れ、といる。Pやその娘ら肉親に同情して犯行に加担したといるが等更、な告人Bをそのの情報を力に入れ、といる方に対している。Pやその娘ら肉親に同情して犯行に加担したといるがあり、生命の尊さや自分たちの行為のもたらす結果に全く思いを致さず、を考える銭である。Pらいら入手していることに照らすと、犯行の動機に酌量すべき余地は明けらずたりから入手していることに照らすと、犯行の動機に酌量すべき余地は明けら、をPらから入手していることに照らすと、犯行の動機に酌量すべき余地は明けら、被告人Bは、父親の被告人Aから、PらU家の家庭の窮状を打ち明けら

れ、被害者の殺害に手を貸すよう頼まれたことから、自らが幼少時に酒に酔った被告人Aから暴力を振るわれたりした境遇にあったことを思い出して、これがU家の窮状と重なってQらに対して同情し、これに被告人Aから言われた報酬欲しさも加わり、被害者の殺害に手を貸すことを決意して被告人Aから依頼されたホルマリンを購入し、実費額とかけ離れた70万円もの多額の金員を要求して受け取ったばかりか、その後、友人のCを犯行に誘い、本件犯行に及んでいるのであって、Qらの境遇に同情したという一面はあるものの、報酬目的という側面があったことも否定できず、犯行の動機に酌量すべき余地があるとまではいえない。

被告人両名とP, QらU家の家族は、被害者を殺害しても医師が病死扱いにしてくれるから警察ざたにはならないと勝手に思いこみ、犯行の数箇月前から、外傷が残らない方法により被害者を殺害することを企て、2度にわたって薬による毒殺を試みたが失敗したため、ホルマリンを用いて就寝中の被害者の意識を失わせて窒息死させようと計画し、ホルマリンを事前に入手し、Cを犯行に誘い、犯行の直前には、被告人Aの指示で役割分担や段取り、被害者の部屋に入る順序等について周到に打ち合わせ、あらかじめホルマリンを染み込ませたタオルやインシュリン、注射器等を準備した上、被害者がベッドで眠り込んでいることを確認して犯行に及んでいるのであって、周到に準備された計画的な犯行である。

犯行の態様は、被告人両名とQ、R、T及びCの4名が、こもごも、就寝中の被害者の口をホルマリンを染み込ませたタオルでふさぎ、頭や手足等をベッドに押さえつけ、目を覚ました被害者が必死に抵抗し、「話し合おう」「俺が悪かった」「分かってるから」などと言うのを聞きながら、情け容赦なく、口にタオルを押し当てたまま、被害者のふくらはぎにインシュリンを多数回注射するなどし、それでも抵抗がやまないとみると、共犯者らが「首、首」と言ったのを機に、被害者の高端を被告人両名と共犯者らが代わる強く引っ張って絞め続け、被害者を変息を被告人両名と共犯者らが代わる強く引っ張って絞め続け、被害者が断たさせ、被害者が抵抗しなくなった後も布を引っ張り続けたばかりか、被害者が助きさせ、被害者が抵抗しなくなった後も布を引っ張り続けたばかりか、被害者が助きために最後に再びインシュリンを注射しているのであって、極めて強固な殺意に起めた計画的で、執ようかつ残忍な犯行である。

また、被告人Bも、被告人Aから誘われたのをきっかけに犯行に加担することを決意し、同被告人の指示に従って行動していたものであるが、同被告人に依頼されて殺害に使用するホルマリンを入手し、親友のCを犯行に誘い、直前の打合せの際には、被害者の部屋に入ってホルマリンを染み込ませたタオルで被害者の口をふさぐという役割をすすんで引き受け、犯行に際しては打合せどおり共犯者に先駆けて真っ先に被害者の部屋に入り、被害者の口をタオルでふさぎ、被害者の首を絞める際には、ひも様の布を巻き付けやすいように被害者のあごと首を持ち上げ、被害者が抵抗しなくなった後も、とどめを刺すために頸部に巻き付けたひも様の布を引っ張って絞め付けるなどしている。

これらの点からすると、被告人Aの刑事責任は重大であり、被告人Bの刑事責任 も軽くみることができない。

被害者は、自宅のベッドで就寝中、突然、多数の者から全身を押さえつけられて身動きできない状態にされた上、ホルマリンを染み込ませたタオルで長時間口をふ

さがれ、その間、必死に抵抗を試みたものの、頸部をひも様の布で数分間にわたっ て強く絞め付けられ、窒息死しているのであって、この間の苦痛や無念の情は察するに余りある。被害者は、妻のPや長女のQらに対してこれまで数々の理不尽な仕 打ちをし、暴力を振るうなどして家族を悩ませていたとはいえ、被告人両名や共犯 者らによって殺害されなければならないいわれはないのであって、誠に悲惨という ほかない。

そうすると、被告人両名が、事実を認め、反省の態度を示していること、とりわけ、被告人Bは、弁護人や母親にあてた5通の手紙の中で犯行に加担した動機、C を犯行に誘った理由、被害者に対する謝罪の気持ちなどを詳細にしたためており、 で記りに誘うに埋田、被告有に対する謝罪の気持ちなどを詳細にしたためており、深く反省悔悟していることがうかがわれること、被告人Aも、上申書をしたためて、反省悔悟の念を披瀝していること、被告人両名ともPら被害者の家族から誘われたことがきっかけで犯行に加担したもので、被告人両名の犯行の動機にはPやQらに対する同情の気持ちがあったことは否定できないこと、とりわけ、被告人Bは、幼少時の自己の体験からQらの気持ちに傾倒したことがうかがわれるとと、被 告人Bは、被告人Aの指示に基づいて行動しており、犯行全体においては従属的な立場にあったと認められること、被告人Bには、これまで前科前歴がないこと、被 告人Aは、前科はあるものの、いずれも古いもので、最終前科から本件犯行まで約 日人Aは、則科はあるものの、いすれも古いもので、最終則科から本件犯行まで約40年間、特段の問題もなく過ごしてきていること、長女が、社会復帰後、被告人Aを自宅に引き取り、更生に助力すると述べていること、被告人Bの実母が、同被告人の監督を誓約していることなど、被告人両名のためにしん酌し得る事情を十分に考慮してみても、主文掲記の科刑は免れない。 (求刑 被告人Aにつき懲役13年、被告人Bにつき懲役8年) 【さいたま地方裁判所第三刑事部裁判長裁判官川上拓一、裁判官森浩史、裁判官南

宏幸】